



事務所ニュース [No.285]



最低賃金が決まりました — 2023.10.6 から —

宮崎県 897 円（前年比 44 円アップ・5.1%アップ）

 月給制の場合、最賃のクリアを確認する必要があります。
その場合、次の賃金は対象から除かれます。（限定列挙です）

- ① 臨時的に支払われる賃金（結婚手当など）
- ② 1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③ 休日・深夜・時間外割増賃金
- ④ 精皆勤手当・通勤手当・家族手当

算定基礎届 終了しました — 健康保険・厚生年金保険 —

4月、5月、6月の報酬（平均月額）で決定した社会保険料は新しい標準報酬月額に基づき9月分から保険料が変わります。

役員及び従業員のそれぞれの新標準月額は当事務所から送付する「決定通知書」でご確認ください。



労災事故が増える季節です

夏から秋にかけて労災事故が増加します。

労災事故防止は、職場全員で取り組む課題です。

基本に5S活動があります。

① 整理 ② 整頓 ③ 清掃 ④ 清潔 ⑤ 躰 です。

毎日事故防止に取り組むミーティングが必要ではないでしょうか。

社会保険労務士法人オフィスCOA・中小企業労働保険協会・外国人登録支援機関

TEL 0985-25-1200 FAX 0985-25-2378

E-mail : oosaki@bronze.ocn.ne.jp * HP : <https://www.office-coa.net>